

ペットフードの安全確保について  
(中間とりまとめ)

平成19年11月

ペットフードの安全確保に関する研究会

# ペットフードの安全確保について

## 目 次

|                                 |    |
|---------------------------------|----|
| I. 検討の背景及び経緯 .....              | 3  |
| II. ペットフードの安全確保の現状 .....        | 3  |
| 1. ペットフードを取り巻く状況 .....          | 3  |
| (1) ペット飼育の動向及びペットフードの使用状況 ..... | 3  |
| (2) ペットフードの製造、輸入、流通の実態 .....    | 4  |
| (3) ペットフードのリコール事例 .....         | 5  |
| (4) 我が国のペットフードに関する規制の状況 .....   | 5  |
| (5) 国民の意識 .....                 | 6  |
| (6) 諸外国での安全確保の状況 .....          | 6  |
| 2. 事業者、民間団体による安全確保の取組 .....     | 8  |
| (1) ペットフード工業会による取組 .....        | 8  |
| (2) ペットフード公正取引協議会による取組 .....    | 9  |
| (3) 日本ペット栄養学会の取組 .....          | 10 |
| III. 我が国での安全確保上の課題と対応の在り方 ..... | 10 |
| 1. 基本的な考え方 .....                | 10 |
| 2. 自主的な取組及び行政との関係 .....         | 11 |
| 3. 法規制の対象 .....                 | 11 |
| 4. 規制内容及び方法 .....               | 11 |
| 5. その他 .....                    | 12 |
| IV. おわりに .....                  | 12 |

## I. 検討の背景及び経緯

ペットは、近年の国民のライフスタイルの変化のなかで、家族の一員である伴侶動物として扱われる傾向が強まっており、ペットの飼育が飼育者の心をいやす効果が重視されるなど、国民生活の中で占める重要性がますます高まっている。

このような中、本年3月以降、米国において、特定のペットフードを食べた犬・猫が相次いで死亡するなど健康被害が発生したため、FDA（米国食品医薬品局）が調査したところ、原料として使用されていた中国産小麦グルテン及びコメ濃縮たん白から、ペットの腎臓障害を引き起こすメラミン及びその関連物質<sup>1</sup>が検出された。このため、米国政府は中国産の植物性たん白（小麦グルテン、コメ濃縮たん白等）に輸入時検査を課し、安全が確認されない場合はその輸入を禁止するとともに、ペットフードメーカーは該当する製品をリコールしており、我が国でも関係者による調査の結果、メラミンが混入したペットフードが国内で発見され自主回収が行われた。

「ペットフードの安全確保に関する研究会」はこうした国民に大きな不安を感じさせる状況を踏まえ、本年8月にペットフードの安全確保について幅広く検討することを目的として、農林水産省消費・安全局長及び環境省自然環境局長の委嘱により発足した。本中間とりまとめは、これまで5回にわたり研究会を開催し検討してきた結果を整理し、ペットフードの安全確保の在り方について取りまとめたものである。

## II. ペットフードの安全確保の現状

### 1. ペットフードを取り巻く状況

#### (1) ペット飼育の動向及びペットフードの使用状況

ペットフード工業会による全国飼育率調査によれば、全世帯に占めるペット飼育世帯の割合（平成18年）は、犬が19.2%、猫が14.7%と熱帯魚の4.1%、カメの2.7%等を大きく引き離しており、犬及び猫が非常に多くの世帯で飼育され、ペット全体に占める割合も極めて大きいことがわかる。

また、同調査によれば、犬及び猫の飼育頭数は平成13年には1,738万頭であったものが、平成18年には2,455万頭に増加している。

さらに、国民のライフスタイルの変化の中でペットが家族の一員である

---

<sup>1</sup>:メラミンとは食器や日用品に利用されることが多いメラミン樹脂の主原料となる有機化合物である。今般の事案においては、中国の企業が小麦グルテン及びコメ濃縮たん白中のたん白質を多く見せかけるために、故意に混ぜたものと考えられている。

また、メラミンの関連物質としてシアヌル酸等が検出されており、これらメラミン及びその関連物質が腎臓で結晶化し、健康被害をもたらすとされている。

伴侶動物として扱われる傾向が強まってきており、例えばペットを飼育することが可能なマンションが平成10年では首都圏のマンション供給戸数の1.1%にすぎなかったものが、平成18年には74.5%の普及率となるなど、ペットの飼育者との関係や飼育方法も質的に変化している。

ペットフードの利用状況については、農林水産省及び環境省により実施された「ペットフードの安全に対する国民意識調査」によると、「ペットの食事やおやつに市販のペットフードをどの程度与えているか」という質問に対し、犬を飼っている世帯で7割、猫を飼っている世帯で8割程度が100%ペットフードのみで飼っていると回答し、犬及び猫の飼育者がペットフードに大きく依存していることが示された。

## (2) ペットフードの製造、輸入、流通の実態

ペットの飼育頭数の拡大に伴い、ペットフードの市場規模は拡大傾向で推移し、平成5年度に出荷数量で54.4万ト、出荷総額で1,762億円であったものが、平成18年度には出荷数量で77.2万ト、出荷総額で2,428億円となっている。このような中、市販のペットフードの出荷数量に占める輸入の割合については、平成5年度には42%であったものが、平成18年度には53%と過半を占めている。

ペットの種類別のペットフードの出荷量を見ると、犬用が最も多く全体の60%を占めており、次いで猫用が34%であり、両者を併せれば全体の94%を占める。

この犬用及び猫用のペットフードを給与の目的別に見ると、

- ① 総合栄養食：当該ペットフードと水だけで指定された成長段階のペットの栄養をまかなえる製品
- ② 間食：おやつ又はほうびとして与える製品
- ③ その他の目的食：特定の栄養の調整、カロリーの補給、嗜好増進などを目的として与える製品

に分類され、出荷数量に占める各々の割合（平成18年度）は、総合栄養食84.6%、間食9.4%及びその他の目的食6.0%となっている。

ペットフードの製造、輸入及び販売の形態として、国内で製造される製品については商標権者自らが製造・販売する形態と、製造や販売について他社に委託する形態が見られる。

一方、輸入される製品については、国内企業が商標権者となり海外の自社関連工場で製造し輸入する形態、海外他社に製造委託する形態、海外企業が商標権を有する製品について国内の販売代理店や日本法人が輸入・販売を行う形態が見られる。さらに、輸入代理店や日本法人以外の者が、別

個の輸入ルートを開拓する並行輸入<sup>2</sup>が行われており、平成 18 年度では並行輸入品が輸入量全体の約 2 割に達していると思込まれる（貿易統計及びペットフード工業会調査結果より試算）。

### （3）ペットフードのリコール事例

FDA が得た情報によれば、メラミンの混入した中国産原料を用いたペットフードに起因して、米国内で 2,200 匹の犬と 1,950 匹の猫が死亡したとされている。また、メラミン混入の事例の他にも、近年、海外において犬用及び猫用のペットフードに起因するペットの健康被害の報告が増加している。さらに、我が国でもかび毒に汚染されているおそれのある犬用及び猫用のペットフードや、ヒスタミン<sup>3</sup>の濃度の高い猫用ペットフードが流通し自主回収される事案が起きており、ペットフードの安全に関して国民から極めて高い関心が寄せられている。

### （4）我が国のペットフードに関する規制の状況

ペットフードを含め、一般の市場に流通する製品は製造物責任法（以下「PL 法」という。）等により一定の消費者保護が図られている。しかし、この法律だけではペットの健康と安全の確保を目的としてペットフードを規制し、未然に被害防止するようなことはできない。

ペットや飼料を対象とした現行の法律として、「動物の愛護及び管理に関する法律（以下「動物愛護法」という。）」及び「飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（以下「飼料安全法」という。）」がある。しかし、これらも以下のようにペットフードの規制は行っていない。

#### ① 動物愛護法

動物愛護法では、「動物の虐待の防止、動物の適正な取扱いその他動物の愛護に関する事項を定めて国民の間に動物を愛護する気風を招来」することを目的とし、動物を適正に飼養し、その健康及び安全を保持するよう努めることを動物の所有者又は占有者の責務としているが、ペットフードそのものの安全確保については規定していない。

#### ② 飼料安全法

飼料安全法では、「飼料及び飼料添加物の製造等に関する規制、飼料の公定規格及びこれによる検定等を行うことにより、飼料の安全性の確

---

<sup>2</sup>: その商品の国内販売権を独占している輸入総代理店に対抗して、競争業者が別個の輸入ルートを開拓して輸入販売をすることをいう。

<sup>3</sup>: 細菌が魚肉中のアミノ酸を分解し生成されたものであり、摂食により、発疹、嘔吐、腹痛、下痢等の症状をおこす。

保及び品質の改善を図り、もって公共の安全の確保と畜産物等の生産の安定に寄与すること」を目的としており、規制対象にはペットの飼料は含まれない。

## (5) 国民の意識

ペットフードの安全確保の取組について考える上で、幅広い国民の意向を踏まえることが大切であることから、平成 19 年 10 月、農林水産省及び環境省により、ペットフードの安全に対する国民意識調査が実施された。本調査ではペットを飼育しない世帯 1,649 世帯及び飼育する世帯 1,351 世帯（合計 3,000 世帯）を無作為に抽出し、インターネットを利用したアンケート調査を行ったところ、その主な結果は以下のとおりであった。

- ① 「市販されているペットフードは、ペットにとって十分な安全が確保されているか」という問に対しては、調査世帯の 6 割程度が十分な安全は確保されていると回答する一方、約 4 割が十分な安全が確保されていないと回答した。
- ② 「ペットフードの安全確保について今後どのように進めていくべきか」という問に対しては、「食品に対する安全と同様に安全の確保を進めるべき」及び「一般の商品以上の安全の確保を進めるべき」との回答の合計が調査世帯全体で 8 割以上、ペットを飼っている世帯では約 9 割を占め、ペットフードの安全確保に対する強い関心が示された。
- ③ 「製品一般について PL 法等により一定の消費者保護が図られていることを踏まえ、ペットフードの安全を確保するための規制をどう考えるか」という問に対しては、「どちらかといえば」を含めて、「関係企業による自主規制中心に対応すべき」との回答が 58%、「行政による法規制中心に対応すべき」との回答が 42%であった。

## (6) 諸外国での安全確保の状況

ペットフードの安全の確保のための規制については、各国で業界による自主基準の設定等が行われているほか、行政の主導によりガイドラインが作成されている場合がある。また、米国や EU 諸国ではペットフードの安全確保が法規制の対象となっている。

### ① 米国

米国では飼料について連邦政府と州政府の 2 段階の法規制が行われている。

連邦政府の法規制は連邦食品・医薬品・化粧品法に基づき行われているが、同法ではペットフードを含む飼料について、有害であったり表示

に不備のあるものの流通を禁止する等の規制が行われている。

また多くの州において、AAFCO(米国飼料検査官協会)<sup>4</sup>が各州検査官、連邦政府機関及び業界団体の参画の下で策定したモデル法令に準拠した州法が制定され、市場での流通に向けられるペットフードの安全及び品質を確保するための規制が行われている。

## ② EU (欧州連合)

EU においては、加盟国共通で適用される規則 (Regulation)、域内の加盟国が自国の法令に反映すべき事項を示す指令 (Directive) 等に基づき、統一的な法規制が行われている。

食品及び飼料の安全に関する一般原則や EFSA (欧州食品安全庁) の設置について定めている規則 178/2002<sup>5</sup>では、飼料の定義(第3条第4項)からペットフードを明示的に除外しておらず、第5条第1項において「食品法は、適切な場合において動物の健康と福祉、植物の健康及び環境を考慮しつつ、人の生命と健康の高いレベルでの保護及び公正な食品の取引を含む消費者の利益の保護という一般目的を追求しなければならない。」とされている。その他の規則等では規則 178/2002 の飼料の定義を引用しつつ、有害物質、添加物、表示等に関して規定しており、ペットフードが飼料として法的に規制されている。

業界の取組としては、ヨーロッパにおけるペットフード産業の業界団体である FEDIAF (ヨーロッパペットフード工業会連合) が、製造、栄養等に関する自主基準の設定等を行っている。

## ③ カナダ

ペットフードの安全確保を目的とした法規制はない。

ただし、動物衛生法において、有害物質に汚染された物品の輸入等を禁止できる旨の規定があり、本規定をペットフードに適用することは可能である。

また、容器入りの製品一般の表示を規制する法律として消費者容器・表示法があり、この法律に基づくペットフードの表示に関する運用として、本法を所管するカナダ産業省が主体となり関係省庁や業界団体を加えて構成したワーキンググループが作成したガイドラインがある。

---

<sup>4</sup>: Association of American Feed Control Officials。米国の州政府及び連邦政府の飼料検査機関や研究機関の職員等を会員とする非営利組織で、飼料に関するモデル法令、表示のガイダンス、ペットフードの栄養基準等を策定し、米国内の多くの州がこれらに準じた規制を行っている。

<sup>5</sup>: ペットフード中のメラミンの存在に関し、本年5月8日に EC(欧州委員会)が EFSA の科学的見解を要請した際の根拠として、規則 178/2002 の第 29 条第 1 項(a)が引用されていることから、本規則の適用対象からペットフードが除外されていないと考えられる。

業界による取組としては、PFAC（カナダペットフード協会）が原料、栄養、表示等に関する各種自主基準の設定等を行っている。

#### ④ オーストラリア

連邦政府としてはペットフードの安全確保に関する法規制は行っていない。

なお、州によっては食肉の衛生に関する州法による規制により、ペット用の肉の関連施設についても州政府による査察受入等が義務付けられている場合がある。

業界による取組としては、PFIAA（オーストラリアペットフード協会）が、ペットフードの製造、栄養等に関する自主基準を定めている。

## 2. 事業者、民間団体による安全確保の取組

研究会での有識者からのヒアリング及び委員からの説明により、各事業者が原材料の調達、製造、製品の流通等の各段階で安全確保のための管理に努めるとともに、民間団体による以下の取組が行われていることが示された。ただし、これら取組には強制力はなく、また、多くの並行輸入業者など、団体に加入していない者はこれらの取組に参加していない場合があり、限界があることも指摘された。

### (1) ペットフード工業会による取組

#### ① ペットフード工業会の概要

ペットフード工業会は、ペット飼育者の信頼に応え得るペットフードを提供するために、ペットフードの安全・品質の向上及び啓発を行うと共に、ペットの飼育を通じて得られる心のゆとりと情緒の健全化に資することにより社会に貢献することを目的とする任意団体として昭和44年に設立された。

会員数は、64社（正会員41社、賛助会員23社 平成19年8月10日現在）であり、輸入品も含めた国内に流通するペットフード全体を対象とした取組を行っている。

#### ② 取組の概要

ペットフード工業会では、ペットフードの安全を確保するための自主基準である「安全なペットフードの製造に関する実施基準（平成18年4月発行）」を設定するとともに、会員に対し安全に関する各種情報の提供を行っている。

「安全なペットフードの製造に関する実施基準」では、ペットフードの製造段階等における ISO9001 及び HACCP の手法を利用した管理等



について定めている。

また、安全に関する情報の提供としては、諸外国での有害物質や添加物の規制に関する情報を会員に提供するとともに、国内外で発生した事故等の情報等安全に関する注意事項についていち早く会員に周知している。

## (2) ペットフード公正取引協議会による取組

### ① ペットフード公正取引協議会の概要

ペットフード公正取引協議会は、不当景品類及び不当表示防止法（昭和 37 年法律第 134 号）第 12 条第 6 項の規定に基づき定められた「ペットフードの表示に関する公正競争規約」（以下「公正競争規約」という。）を運用する任意団体として昭和 49 年に設立された。

ペットフード公正取引協議会の会員社は、46 社（平成 19 年 5 月現在）であり、国内製造業者、輸入販売業者などが加入しており、会員の取扱量は国内販売量の 90%以上を占めている。

### ② 取組の概要

主な活動としては、

- a 公正競争規約の周知徹底と普及啓発
- b 公正競争規約の遵守状況の調査（試買検査会の開催等）と違反への対応
- c 表示講習会の実施等を行っている。

公正競争規約では、一般消費者の適正な商品選択に資するとともに、不当な顧客の誘引を防止し、公正な競争を確保することを目的として、小売用のペットフードの必要な表示事項として、

- a ドッグフード又はキャットフードである旨
- b ペットフードの目的（総合栄養食、間食、その他の目的食の別）
- c 内容量
- d 給与方法
- e 賞味期限又は製造年月（製造年月を表示する場合は賞味期間を併記）
- f 成分
- g 原材料名（原料及び使用する添加物名）
- h 原産国名
- i 事業者の氏名又は名称及び住所

の 9 項目を定めるほか、総合栄養食である旨を表示する上での基準や不当表示に当たる事項等について規定しており、これらに違反する行為が

あった場合には違反者に対し文書警告、違約金の課金、除名処分等の措置を行うこととしている。

### (3) 日本ペット栄養学会の取組

#### ① 日本ペット栄養学会の概要

日本ペット栄養学会はペットの栄養、健康増進及びペットフードの品質向上等に関する会員相互の知識、技術の向上とその普及をはかることを目的とする任意団体として平成10年に設立された。

日本ペット栄養学会の会員数は正会員756名、学生会員139名及び賛助会員31社（平成19年3月末現在）である。

#### ② 取組の概要

日本ペット栄養学会ではペットの栄養に関する知識の普及・指導を行う者であるペット栄養管理士を養成しているが、その養成講座においてペットフードの安全に関する知識についても教えている。

また、学術大会の開催、研究者への研究助成、学会誌の発行、海外講演会への役員の派遣、招待・教育講演の開催等により、ペットフードの安全に関する研究結果の発表、情報の収集提供及び普及啓発も行っている。

## Ⅲ. 我が国での安全確保上の課題と対応の在り方

### 1. 基本的な考え方

我が国では、ライフスタイルの変化によりペットがより身近なものとなっており、例えば多くの世帯で飼育されている犬及び猫は、過去5年間でも飼育頭数が約1.4倍に増加するとともに伴侶動物として飼育者との結びつきが強まる傾向にある。また、犬及び猫がペットフードに大きく依存して飼養されており、ペットフードの市場規模は拡大している。このような中で、メラミン混入問題をはじめペットフードについて安全上の問題が発生しており、国民生活の安全・安心の確保の観点から対応が必要である。諸外国において法的な規制の対象となっている場合があることもかんがみ、ペットの生命の保護及び健康被害の防止という動物愛護の観点から、ペットフードについて安全を確保することが緊急に取り組むべき課題となっている。

ペットフードの製造、輸入、販売等の各段階での対応がペットフードの安全に大きく影響を及ぼすことから、それぞれに必要なかつ適切な措置が取られるべきである。

## 2. 自主的な取組及び行政との関係

現在、ペットフードの製造、輸入等の事業活動を行う多くの事業者並びにペットフード工業会、ペットフード公正取引協議会及び日本ペット栄養学会等の民間団体がペットフードの安全確保に必要な幅広い措置に自主的に取り組んでおり、一定の安全が確保されていると考えられる。ペットフードの安全を確保する上で、これら事業者及び民間団体の行う自主的取組は重要である。今後ともこれらの者が自らの取組の重要性を認識し、必要な措置を適正に講じる必要があり、行政としてもペットフードの安全確保に必要な情報の収集及び提供等を行い、これらの自主的取組を推進すべきである。

ただし自主的取組には強制力がなく、団体に加入していない事業者があることもあり、全ての事業者において問題の発生防止のための取組を担保することができない。また、メラミンの混入問題のように予期せぬ原因による事故等に対し、緊急に実効性のある対策が打てないことにより混乱が生じたり被害が拡大する危険性がある。したがって、ペットフードについて十分な安全を確保する上で、法規制を導入すべきである。なお、法規制の導入に際しては、これまでの自主的取組の実態や問題発生事例の内容等を考慮して必要な範囲の規制とすべきである。

## 3. 法規制の対象

規制の対象とするペットフードは、当面は国内で流通しているペットフードの94%を占めるとともに、安全の問題が顕在化している犬用及び猫用とすることが適当であると考えられる。なお、犬用及び猫用のペットフードについては安全に関する情報もある程度蓄積されており、具体的な規制内容の検討に有効である。

また、犬、猫用のペットフードには給与の目的別に「総合栄養食」、「間食」、「その他の目的食」があるが、これらはペットが摂取するものである点で違いはなく、安全の確保の観点からは全てを対象とすべきである。

製造され、又は製品として輸入若しくは販売されるペットフードは市場に広く流通することから、仮に有害な物であった場合にペットの健康及び生命に及ぼす影響は甚大である。したがって規制はこれらの製品の製造、輸入及び販売を業として行う者に対して行う必要がある。

## 4. 規制内容及び方法

国内・外を含めて見ると、犬用及び猫用のペットフードについてはこれまで有害物質の混入、微生物による汚染、カビ毒の発生等の問題が生じている。したがって、このようなリスクを科学的に評価した上で、製造、輸入及び販

売の各段階において、

- ① 有害な製品が市場に出回ることの防止
- ② 仮に有害な製品が出回ってしまった場合の対応

を確実なものとするため、必要な規制を行うべきである。

これらペットフードの安全確保のための規制は、類似の製品規制を行っている食品衛生法や飼料安全法での基準・規格の設定、回収命令、立入検査等についての規制が参考となるが、ペットフードの製品特性、流通実態等を踏まえ、国民から広く理解が得られるものとする必要がある。

表示については、消費者の製品に対する理解を容易にするとともに、安全上の問題が生じた場合の的確な対応を確保する上でも重要である。ペットフードの表示に関しては公正競争規約が相当程度普及定着していることを考慮しつつ、法規制では安全確保の観点から重要な情報が表示されるようにすることが必要である。

特に輸入品に関しては、我が国で流通するペットフードの過半を占めているが、一部の商品について輸入者等の氏名が明らかにされていないこと等から事故が生じた場合の対応等について問題が生じる可能性があり、安全確保に責任を有する者の明確化が必要である。

## 5. その他

ペットフードについてはこれまで法規制がないことから、事業者が円滑に対応できるよう、規制を適用するまでに然るべき期間を設けるとともに、事業者への規制内容の周知、徹底を行うべきである。

規制を適切に実行し効果的にペットフードの安全を確保していく上で、事業者に対する検査や指導等を行うための関係機関の体制整備が必要である。

犬又は猫の飼育者は、動物の種類や習性などに応じて適正に飼育する責任がある。行政、事業者、獣医師等は、ペットへの給餌に関する情報の収集及び提供等により、飼育者がペットフードについて正しく理解し適正に飼育することを促進すべきである。

## IV. おわりに

ペットフードの安全確保については、今後とも国民の高い関心が示されるものと考えられる。ペットフードの安全確保は、行政、事業者、獣医師及び飼育者等の関係者が自らの果たすべき役割を十分に認識し、真摯に取り組むことで初めて実現できるものであり、関係者の一体となった取組に期待する。

(参考1)

ペットフードの安全確保に関する研究会委員名簿

- |         |                       |
|---------|-----------------------|
| ◎阿部 亮   | 元日本大学生物資源科学部動物資源科学科教授 |
| 大木 富雄   | 日本ペットフード株式会社常務取締役     |
| ○大島 誠之助 | 日本ペット栄養学会理事           |
| 太田 勝典   | 全国ペット小売業協会副会長         |
| 奥澤 康司   | 東京都福祉保健局参事            |
| 鬼武 一夫   | 日本生活協同組合連合会安全政策推進室長   |
| 渋谷 寛    | 弁護士                   |
| 藤井 立哉   | ペットフード工業会技術安全委員会委員長   |
| 細井戸 大成  | 社団法人日本獣医師会理事          |
| 山崎 恵子   | ペット研究会「互」主宰           |

(五十音順・敬称略)

◎：座長、○：座長代理

(参考2)

ペットフードの安全確保に関する研究会の開催状況

- 第1回 19年8月20日
- ペットフードをめぐる情勢の説明
  - 意見交換
  - その他
- 第2回 19年9月19日
- ペットフード製造工場の事例紹介（現地視察）
  - ペットフード製造等に関する有識者ヒアリング
  - 論点の確認及び意見交換
  - その他
- 第3回 19年10月11日
- ペットフードの輸入・流通実態
  - ペットフードの輸入・流通及び表示に関する有識者ヒアリング
  - 各種調査結果の紹介
  - 意見交換
  - その他
- 第4回 19年11月6日
- 調査結果等の紹介
  - とりまとめ方向に関する意見交換
  - その他
- 第5回 19年11月30日
- 中間とりまとめ（案）について
  - その他